

幼稚園(新制度移行済)や認定こども園(1号教育認定)の場合 (みかわ幼稚園や三川りっしょう子ども園など)

幼児教育・保育の無償化について

1. 対象者・利用料

- ・幼稚園に通う満3歳から5歳児クラスの子どもの利用料が**無償化**となります。
- ・利用料とは、いわゆる保育料です。食材料費(給食費)、通園送迎費、教材費、行事費などは含まれません。
- ・次の「2」に該当しない方については、**申請は不要です**。

2. 預かり保育(早朝・延長保育や土曜預かり保育など)

- ・3歳児※から5歳児クラスまでの幼稚園等の預かり保育を利用している方で、**共働き世帯など「保育の必要性」のある場合は、利用料が月11,300円(450円×利用日数)まで無償化**となります。

※3歳児のうち、満3歳に達する日から、その日以後の最初の3月31日までの間の利用については、住民税非課税世帯で「保育の必要性」がある場合のみ、利用料が無償化となります。
この場合、月16,300円(450円×利用日数)まで無償化となります。

- ・預かり保育を利用(予定)していて、保育の必要性がある方は、**無償化の対象となるための認定の申請が必要となります**。 ※申請手続きは裏面をご覧ください。
- ・ただし、みかわ幼稚園で土曜希望保育のみを利用する方の申請は不要です。

幼児教育・保育の無償化の主な例



(注1) 認可外保育施設等については、幼稚園の預かり保育の実施時間が平日8時間(教育時間を含む)、または年間(平日・長期休業中・休日の合計)200日以上実施していない場合に無償化の対象となります。

※認可外保育施設等とは、認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業等を対象とします。

裏面もあります →

無償化の対象となるための認定の申請手続きについて

- 幼稚園に通い、預かり保育を利用しない、または利用するが専業主婦などの
「**保育の必要性**」がない世帯



申請手続きは
不要です

- 幼稚園に通い、預かり保育を利用し、共働きなどの
「**保育の必要性**」がある世帯（新2号、新3号認定）



申請手続きが
必要です

申請手続き：「①申請書」に必要事項を記入の上、
保育の必要性の分かる書類（就労証明書など）と併せて、
申請書等を提出してください。

詳しくは **資料3** をご覧ください。



※【 】は父母の必要提出書類、緑字は該当者の必要提出書類

保育の必要な事由	必要書類	保育の必要な事由	必要書類
1 就労 フルタイム就労のほか、パートタイム、夜間就労など、1か月当たりの就労時間が48時間以上であることが常態であること	【就労証明書】	6 求職 継続的に求職活動を行っていること (最大3か月間)	【求職活動状況申出書(公共職業安定所等が発行する証明書)】 3か月以内の就職が条件
2 妊娠・出産 母が妊娠中または出産後間がないこと (原則産前産後各8週間)	【母子手帳の写し】 (母の氏名と出産予定日が分かる箇所)	7 就学等 学校、専修学校等の教育施設に在学している。または、公共職業能力開発施設において、職業訓練を受けていること	【教育施設等が発行する在学証明書、学生証、職業訓練施設等が発行する受講証明書等】
3 疾病等 病気・けが・心身障害があること	【医師の診断書、身体障害者手帳、療育手帳等手帳の写し】	8 虐待・暴力 児童虐待の恐れがある又は配偶者からの暴力により保育を行うことが困難であると認められること	
4 介護 同居の親族等をいつも介護・看護していること	【医師の診断書、身体障害者手帳、療育手帳等手帳の写し、常時介護が必要なことが分かるもの】	9 育児休業中 在園中の児童で、母が下の子の出産に伴い、育児休業を取得する間も引き続き保育園等を利用することが必要であると認められる場合(育児休業中の新規利用は不可)	【育児休業中であることが分かるもの】
5 災害等 震災、風水害、火災等の復旧にあたってのこと	【罹災証明書等】	10 その他 1～9に類する状態にあると町長が認める場合	【1から9に類するものとして、保育を必要とすると認め得る状態にあることを証明する書類】

就学前の障害児の発達支援を利用する子どもたち

お問
合せ先

三川町役場健康福祉課福祉介護支援係
TEL:0235-35-7030

★児童発達支援等を利用する3歳児クラスから5歳児クラスの子どもたちの利用料が無償化となります。

- 無償化の期間は満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。
- **医療費や食費などについては有償になります。**
- 幼稚園と児童発達支援等を利用する場合は、どちらも無償化の対象となります。
- 児童発達支援等の無償化に伴う、新たな手続きは必要ありません。



お問合せ先 **三川町役場 健康福祉課 子育て支援室 子ども支援係** TEL 0235-35-7023